

国立研究開発法人国立環境研究所動物実験委員会運営要領

平成26年2月7日 平成25要領第3号

平成27年4月1日 一部改正

平成29年3月31日 一部改正

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立環境研究所動物実験等実施規程（平成25規程第2号）（以下「動物実験等実施規程」という）第3章の規定に基づき設置される動物実験委員会の組織及び運営に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は理事長が指名する次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 委員長 1名
- 二 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- 三 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- 四 その他の学識経験を有する者 若干名

(委員長及び事務局)

第3条 委員長は理事（研究担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員のうちから副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは副委員長が、副委員長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の事務局は環境リスク・健康研究センターに置く。

(委員会の開催、審議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は委員長とする。
- 3 委員会は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員長は、委員の中に、動物実験等実施規程第7条の規定に基づき提出された動物実験計画の実験責任者とされている者がいる場合であって、かつ当該計画に係る審議の公正性を確保する上で必要であると認めるときは、当該者について当該計画書に係る委員会の審議に参加させないことができる。

(議事)

第5条 委員会の議事は、出席委員（ただし、第4条第4項に基づき審議に参加させない者を除く）の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

2 委員会の議事は記録として保管しなければならない。

(書類審議)

第6条 委員長は、相当と認める事項について、第5条の規定にかかわらず、書類による審議（以下「書類審議」という。）とすることができる。

2 第1項の書類審議においては、全委員（第4条第4項の規定により審議に参加できない委員を除く。以下同じ）の合意により議を決するものとする。この場合において、全委員の合意が得られなかったときは、第4条により会議を開催し、審議を行うものとする。

3 委員長は、第1項の書類審議を行ったときは、委員会の次の会議において、その結果を報告しなければならない。

(議事内容の公開)

第7条 委員会の議事内容は公開する。ただし、公開することにより、個人情報、研究の獨創性、知的財産権の保護等に支障が生じるおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(記録の保存)

第8条 会議及び教育訓練の記録は、会議及び教育訓練終了後（動物実験計画の審査に係るものについては、当該計画の終了後）5年間保存する。

(守秘義務)

第9条 委員長、副委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員長、副委員長又は委員を辞した後も同様とする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成26年2月7日から施行する。

改正附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

改正附則

この要領は平成29年9月1日から施行する。